

開催日時：平成29年6月23日（金） 15：30～17：00

ぎふメディアコスモスかんがえるスタジオ

出席：医療機関7か所

相談支援事業所等23か所（別紙名簿参照）

（合計37名）

○検討テーマ・・・相談支援の連携について～医療関係～

昨年度までの専門部会等の取り組みで医療機関と連携を図りたいという地域課題が抽出されていた。医療機関の相談先となる医療ソーシャルワーカーや精神保健福祉士と相談支援専門員が話す機会を持ち、顔の見える関係をつくることを目的として専門部会を開催した。医療機関の現状や取り組み等、相談支援専門員の役割、現状や介護保険制度との違い等について相互の理解を深め、連携の必要性について意見交換をした。

〔医療機関の現状、取り組み等〕

- ・入院、退院や転院について支援している。在宅生活への支援をしている部署もある。
- ・入院中から相談支援専門員と連携して退院調整できるとよいと考えている。しかし実際は退院後に手帳取得について考える保護者が多い。
- ・入院期間に制限あり。障害福祉サービスを新規で導入しようとする1か月程は必要となるため、退院調整が難しい。
- ・介護保険制度と違い、障害福祉サービスは遡及利用ができないため、具体的な相談になりにくい傾向がある。
- ・入院してきた障がい者に相談支援専門員がついていると、今までの経緯等も把握しやすく、安心して支援できる。
- ・障がい者本人にあった相談支援事業所の選定で迷うところがある。
- ・医療機関から相談支援事業所への個人情報提供については難しいところがある。本人や家族に同意を得てほしい。医療機関によっては相談支援専門員が受診に同行することで、個人情報提供が可能なこともある。
- ・受診が必要だが結びつかないといったケースについて、医療ソーシャルワーカーに相談できる場合もある。
- ・医師と相談支援専門員が連携を取る際、ワーカーが間に入っている。

（具体的な事例）

- ・入院中に退去し、住居がない人について関係機関へ連絡・調整。
- ・たん吸引が必要なため、受け入れ施設がない場合、在宅で対応できるよう支援。
- ・保護者が緊急入院。在宅に残された障がい者について関係機関へ連絡、調整。

〔障害福祉サービス、相談支援専門員の役割等〕

- ・介護保険制度と違い、障害福祉サービスは遡及利用なし。支給決定後に利用開始。
- ・介護保険制度と障害福祉サービスでは報酬体系が異なる。障害福祉サービスでは障害者のサー

ビス利用開始月とモニタリング月に計画相談支援費が発生。モニタリングは一般的には6か月に1回。緊急入院した際、担当の相談支援専門員として対応することになるため、動き方は相談支援専門員により異なる。

〔相談支援専門員より〕

- ・かかりつけ医に障がい者の現状を確認したり、今後の支援の方向性について相談、確認等したい時がある。どのようにするとよいか。 → それぞれ医療機関の医療ソーシャルワーカーや精神保健福祉士に連絡してほしい。検討してみる。
- ・部署がいくつかあるが、どこに連絡したらよいか。
- ・相談支援事業所では医療機関等への個人情報提供について、契約書や重要事項説明書等に記載をし、同意をもらっているところが多い。

〔岐阜市障害者生活支援センター〕

- ・障害者福祉サービス等利用に関する総合的な相談窓口。計画をたてる前の状態から関わり、相談支援事業所につなぐことも行う。入院中から障がい者やその家族へ支援をすることができるので、活用してほしい。

〔まとめ〕

- ・医療機関と相談支援事業所が相互の役割等理解することにつながった。障がい者に対して医療と障害福祉サービスが同じ方向を向いて、支援していくことが重要。そのためにも情報共有していくことが必要である。出席医療機関の相談窓口問い合わせ一覧を作成し、後日出席者に配布した。

〔当日の様子〕

